

新潟市第一種市街地再開発事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づいて第一種市街地再開発事業（以下「市街地再開発事業」という。）を施行する者に対し、市が交付する補助金の交付に関して、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 補助事業者 市街地再開発事業を施行する個人施行者、市街地再開発組合及び施行地区となるべき区域の宅地について、所有権又は借地権を有する者の3分の2以上の者が参加している市街地再開発準備組織（以下「準備組織」という。）で、この要綱に基づき補助事業を行う者をいう。

(2) 補助事業 補助金の交付の対象となる事業をいう。

(補助金の交付基準)

第3条 市長は、予算の範囲内において補助金を次の基準により交付するものとする。

(1) 補助事業 補助事業は、市街地再開発事業のうち、調査設計計画、土地整備及び共同施設整備に関する事業とし、その範囲等は、補助事業の実施年度における社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日付 国官会第2317号。以下、「国要綱」という。）に定めるところによる。

(2) 補助事業の交付対象要件及び補助金の額の算定方法 補助事業の交付対象要件及び補助金の額の算定方法は、国要綱附属第Ⅱ編及び附属第Ⅲ編に定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業者に新潟市税の滞納がある場合は、補助の対象としない。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第2条第1項の規定による補助金の交付の申請をしようとする者が、準備組織にあっては、次の各号に掲げる書類をあわせて添付するものとする。

- (1) 施行地区となるべき区域の宅地について所有権又は借地権を有する者の3分の2以上の者が参加していることを証する書類
- (2) 補助事業に関する予算の議決を証する書類

2 補助金の交付を受けようとする者は、規則第6条第1項の規定に基づく補助金等交付申請書に、同項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、市長が特に認めたものについては、不要とすることができる。

- (1) 新潟市税の納税証明書
- (2) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書

(補助金の経理等)

第5条 補助事業者は、市街地再開発事業に係る市が交付する補助金について、経理を明らかにする帳簿を作成し、市街地再開発事業の完了後5年間保存しなければならない。

(補助事業の変更の承認等)

第6条 規則第10条第1項第1号の規定による予算の変更には、経費の配分の変更を含むものとする。ただし、事業費から附帯事務費への流用による経費の配分の変更は認めない。

(軽微な変更)

第7条 規則第10条第1項第1号に規定する軽微な変更は、補助事業の実施年度における社会資本整備総合交付金交付申請等要領（平成23年3月11日付

け国官会第2379号。以下「国要領」という。)に定めるところによる。

- 2 前項の規定による軽微な変更をした場合は、すみやかに市長に報告しなければならない。

(完了期日の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業が補助金交付決定通知書に付された期日までに完了しない場合は、すみやかに市長に報告するものとし、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行状況を毎会計年度各四半期(第4四半期を除く)ごとに、当該期間経過後5日までに市長に報告しなければならない。

(是正のための措置)

第10条 市長は、補助事業の完了の報告を受けた場合において、当該事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これらに適合させるための措置をとるよう補助事業者に命ずることができる。

- 2 前項の場合において、補助事業者は適合させるための必要な措置をとったときは、その結果を規則第13条の規定を準用して報告しなければならない。

(様式)

第11条 規則及びこの要綱による別表に掲げる書類の様式は、それぞれ同表の様式の欄に掲げる様式を準用して作成するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和63年1月19日から施行する。

(新潟市弁天町地区第一種市街地再開発事業補助金交付要綱の廃止)

- 2 昭和54年12月7日付新潟市弁天町地区第一種市街地再開発事業補助金交付要綱(以下「新潟市弁天町地区補助金交付要綱」という。)は廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行前に新潟市弁天町地区補助金交付要綱により、交付の申請又は決定した補助金については、なお、新潟市弁天町地区補助金交付要綱を適用する。

(要綱の失効)

- 4 この要綱は、令和8年3月31日をもって失効する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

別表（第 1 1 条関係）

書 類	様 式
規則第 6 条第 1 項の規定による補助金交付申請書	国要領 第 6 に準ずる様式
規則第 1 0 条第 1 項第 1 号の規定による予算の変更のうち経費の配分変更承認申請書	同 上
規則第 1 0 条第 1 項第 1 号の規定による事業内容変更承認申請書	同 上
規則第 1 0 条第 1 項第 1 号の規定による経費の配分の変更以外の予算変更承認申請書	同 上
規則第 1 0 条第 1 項第 2 号の規定による事業中止（廃止）承認申請書	同 上
要綱第 8 条の規定による完了期日変更報告書	同 上
要綱第 9 条の規定による事業遂行状況報告書	同 上
規則第 1 3 条前段の規定による完了実績報告書	同 上
規則第 1 3 条後段の規定による年度終了実績報告書	同 上